

(造請－16)

改植作業仕様書(コンテナ苗植栽)

改植作業については、造林事業請負標準仕様書第27・28条によるほか次のとおりとする。

1 植付箇所の刈払い

- (1) 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- (2) 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払物及び残存する末木枝条類(以下「刈払物等」という)は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

① 筋置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植幅	2.5m	筋置幅	1.5m
----	------	-----	------

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、①アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

2 植付

(1) 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。

① 植付本数 ha 当たり 1,500 本

② 列間距離 2.0m 苗間距離 3.4m

③ 植穴の大きさは、植え付けるコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着できる大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。

(2) 前記基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。

(3) 植付地点を中心として四方に落葉、雑草等の地被物を取り除き、前記大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。

(4) 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。

(5) 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。

(6) 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。

(7) 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。

(8) 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上

に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

(9) 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。

(10) 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。

(11) この仕様書により難しいことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－17)

下刈作業仕様書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

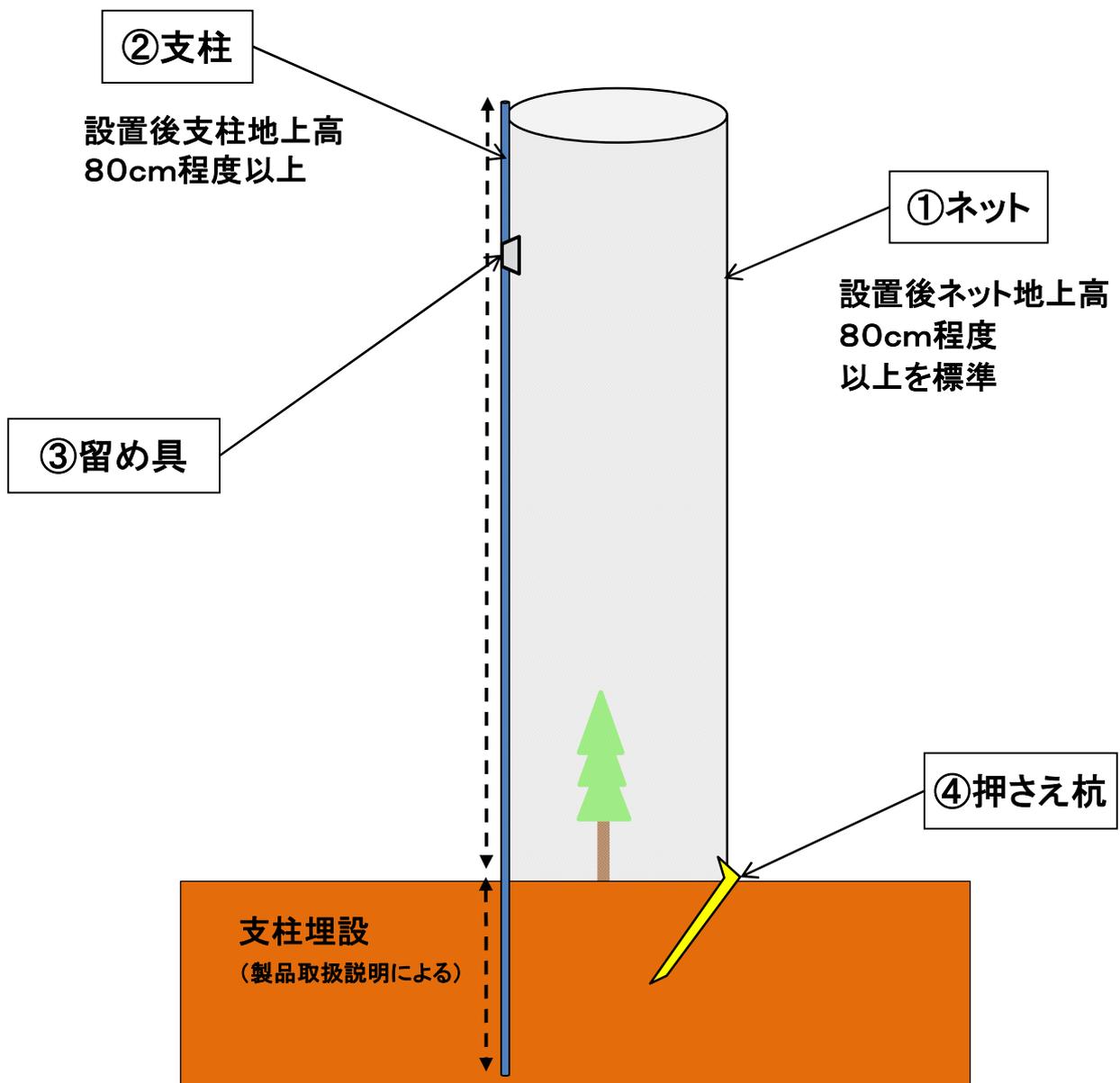
- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



番号	名称	規格・品質	数量	単位
①	ネット	設置仕様書を満たす寸法以上（5年以上の機能維持能力がある製品またはその実績がある製品）	1	枚
②	支柱	ネットに適した長さで強度を有するもの	1	式
③	留め具	支柱とネットを止める金具等	1	式
④	押さえ杭	適した長さで強度を有するもの	1	式

材料仕様書
(猪野々山9へ 単木保護具)

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	数量	単位	備考
単木保護具	-	5,520	セット	セット内訳は5のとおり
ヒノキコンテナ苗	苗長35cm以上 根元径3.5mm以上	5,520	本	150cc

3. 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

5. 単木保護具は、下記を1セットとし、同等品又は下記規格以上のものとする。

材料名	規格	数量	単位
① 保護カバー	設置仕様書を満たす寸法以上 5年以上の機能維持能力がある製品またはその実績がある製品)	1	式
② 支柱	ネットに適した長さで強度を有するもの	1	式
③ 留め具	支柱とネットを止める金具等	1	式
④ 杭	適した長さで強度を有するもの	1	式

6. 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

上記5について、同等品(品質・規格が同等以上)を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査を受けなければならない。